

電磁的方法による書面交付（電子交付）に関する承諾書

JRD 株式会社御中

私(本会員の名義人)は、電子交付対象である契約成立前交付書面、契約成立時交付書面（匿名組合契約書）及び財産管理報告書等において、JRD 株式会社（以下、「当社」といいます。）に対して、以下の 1～4 にそれぞれ承諾したことを表明及び確約いたします。

1. 電子交付とは、不動産特定共同事業法に係る各種書面（重要事項や契約書）等を書面郵送に代えて、当サービスの全利用者を対象としてインターネットを通じて交付することです。
2. 当社は、下記(1)～(4)の電子交付対象書面を交付します。
 - (1) 契約成立前交付書面（不動産特定共同事業法第 24 条）：投資対象不動産クラウドファンディングの概要と重要事項などを成立前にご確認いただく書面です。
 - (2) 契約成立時交付書面（匿名組合契約書、不動産特定共同事業法第 25 条）：投資対象不動産クラウドファンディングに係る匿名組合契約の成立時に交付する書面です。
 - (3) 財産管理報告書（不動産特定共同事業法第 28 条）：投資対象不動産クラウドファンディングの運用経過等をご報告する書面です。
 - (4) その他当社が必要に応じて顧客に交付する書面
3. 当社は、下記の方法に基づき電子交付を致します。
 - (1) 当社が運営している iRD サイト（以下「本サイト」といいます。）において書面の記載事項を投資家の閲覧に供し、投資家の使用に係る電子計算機（パソコン、携帯電話等）に備えられたファイル（PDF 「Acrobat Reader 8.0 以上」）に当該記載事項をダウンロードして記録する方法。
 - (2) 本サイトに、投資家マイページ（パスワードによる認証が必要なマイページ）を設け、その投資家マイページに書面の記載事項を記録し、投資家の閲覧に供する方法。
 - (3) 本サイトからハイパーリンク等により接続されるファイルに書面の記載事項を記録し、投資家の閲覧に供する方法。
 - (4) 当社が電子メールを利用して、投資家の使用に係る電子計算機（パソコン、携帯電話等）に書面の記載事項を送信し、投資家が自己の電子計算機（パソコン、携帯電話等）に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法。

4. 本サービスを利用する上で電子交付に関する下記留意事項をご確認ください。
 - (1) 電子交付に承諾いただけないと当サービスはご利用いただけません。
 - (2) 電子交付書面は、投資家のマイページ上にて閲覧することができます。
 - (3) 別途郵送された書類については、保管をお願いいたします。
 - (4) 当社にて、他社（当社とは別の不動産特定共同事業第一号事業者）が事業者となる不動産クラウドファンディングを代理・媒介する場合には、当サイトを通じて書面を電子交付します。

制定 2020年11月1日